

4.2 会員表彰・慶弔等規則

(目的)

第1条 この規則は、永年勤続会員又は会員であって本会のために貢献した者を表彰若しくは推薦し、併せて会員の品位の向上と相互協力により会員の共済を図ることを目的とする。

(表彰要件)

第2条 会員で次の1号・2号に該当する者があるときは、表彰又は記念品を贈呈することができる。また、3号に該当する者があるときは、連合会会長表彰者として、連合会に推薦することができる。

- (1) 入会后20年以上を経過した者
- (2) 本会のために顕著な功績のあった者
- (3) 入会后30年以上を経過した者

(年数の起算日)

第3条 前条の年数は、行政書士名簿に登録を受けた日をもって起算日とする。

(表彰・推薦の決定)

第4条 被表彰及び記念品贈呈該当者の選定は、理事会の決議に基づき、会長名をもってこれを行う。

- 2 日本行政書士会連合会の定める各年度総務大臣表彰の受賞候補者の推薦又は、宮崎県の定める行政書士に対する宮崎県知事表彰の受賞候補者の推薦について、前項を準用する。

(適用除外)

第5条 会長は、この規定による被表彰者又は記念品贈呈の該当者であっても、次の各号の1に該当する事由がある場合は、表彰又は記念品の贈呈をしないことができる。

- (1) 刑事処分を受けた者
- (2) 行政処分を受けた者
- (3) 会費滞納者
- (4) 会則を遵守せず、行政書士として好ましくない行為のあった者
- (5) その他表彰を不相当と認める者

- 2 会長は、日本行政書士会連合会の定める各年度総務大臣表彰の受賞候補者推薦について、前項各号に該当する事由がある場合は、推薦しないことができる。

- 3 会長は、宮崎県の定める行政書士に対する宮崎県知事表彰の受賞候補者推薦について、第1項各号に該当する事由がある場合は、推薦しないことができる。

(表彰の記録)

第6条 被表彰者、記念品受贈者の氏名、生年月日、住所、勤続期間及び表彰の要旨は、これを記録して本会に保管する。

(婚姻祝金)

第7条 会員の婚姻に際しては、別表により祝金を贈ることができる。

(死亡弔慰金)

第8条 会員又はその配偶者が死亡したとき、会員の一親等の血族並びに姻族が死亡したときは死亡弔慰金を贈ることができる。

(災害、傷病見舞金)

第9条 会員の災害、傷病に際しては、それぞれ別表により見舞金を贈ることができる。

(特別慶弔金)

第10条 会長は、各条の給付事由に準ずると認める場合は、慶弔金を贈ることができる。

(除斥期間)

第11条 慶弔及び災害傷病見舞金については、その事由の生じた日より1年を経過したときは、これを適用しない。

(事務局職員への準用)

第12条 この規則は、事務局職員に対して準用する。

(別表)

名称	対象者又は該当基準	金額(円)	摘要
婚姻祝金	会員	20,000	祝電
死亡弔慰金	会員	20,000	弔電・花輪
	配偶者 父母 配偶者の父母 同居の子	10,000	弔電・花輪
傷病見舞金	傷病1か月以上の会員	10,000	次年度に継続の場合は会長査定
災害見舞金	災害、天災等の被災会員	10,000	会長及び副会長の合意による査定

[備考]

- ・弔電は、2、3親等の血族及び姻族については、申出により行う。
- ・災害、傷病見舞金の査定に際し、罹災証明書もしくは罹災届出証明書、診断書等の提出又は提示を求めることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和元年11月28日から施行する。
- 3 この規則は、令和5年2月27日から施行する。